

次世代法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事にと生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間: 令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目標1: 女性職員の育児休業取得率100%の維持と男性職員の育児休業取得者を3名/年間以上の取得を目指す。	
取組内容と実施時期	
令和5年11月	育児休業取得の流れ(フローチャート)を作成する
令和5年12月	慶弔金支給申請書(結婚届)提出者のリストを作成し、毎月更新する
令和5年1月	毎月、更新されるリストをもとに事前に育児休業取得の流れ(フローチャート)を配布する
令和5年3月	年間の育児休業取得者数を職員向けに掲示して取得を促す
令和6年4月以降	リスト更新以降の取り組みを毎年継続して行う

※ 以降プログラム内容を更新・修正しながら目標へ向け取組を実施

3. 実施時期 令和5年4月1日より